平成２５年（フ）第１９３１号
名古屋市千種区菊坂町１丁目22番地　コア菊坂207号
債務者　羽賀　雪州
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２６号
京都市右京区太秦三尾町１番地364
債務者　足立　清美
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
京都市上京区一条通御前通西入大東町84番地34
債務者　稲積組こと　稲積　博徳
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６８号
京都府八幡市八幡森垣内29番地　寺田住宅40号室
債務者　サイクルショップスギモトこと　杉本　良雄
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９０１号
京都市南区東九条東岩本町31　東岩本市住２―102号、住民票上の住所京都市伏見区横大路一本木６番地12
債務者　中川　竜太
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１―５棟807号
債務者　大久保誠哉
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５１号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地１　向島市営住宅５―６棟408号
債務者　安井　達俊
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５７号
京都市西京区嵐山内田町43番地３　ネオハイム嵐山202
債務者　戸津美千代
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６３号
京都市伏見区醍醐外山街道町７番地96、前住所京都市伏見区深草砂子谷町１番地22
債務者　岩富電気こと　佐々江基史
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７５号
京都市右京区西京極下沢町６番地　プリーマトマーテ210
債務者　中田　　豪
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９５号
京都府宇治市小倉町中畑49番地　市営住宅101号、住民票上の住所京都府宇治市菟道出口１番地の29
債務者　小林　周二
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９６号
京都府宇治市小倉町中畑49番地　市営住宅101号
債務者　小林裕美子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９８号
京都府木津川市南加茂台10丁目７番地９
債務者　村田こと　金　　明姫
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０２号
京都市山科区西野山階町29番地　ヴェルメゾン山階302
債務者　田中あずさ
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０５号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８―２棟613号
債務者　西田　真樹
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８７５号
堺市中区土師町１丁２番７―202号、前住所堺市中区土師町３丁34番40号
債務者　エーアンドアイこと　有馬　　豊
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９６４号
大阪府羽曳野市野々上５丁目13番５―105号
債務者　黒丸　悦子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係